傍線の部分は改正部分

新

<u>1</u> (略)

- 2 介護予防訪問看護
  - (1) (略)
  - (2) 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針
  - ① (略)
  - ② 同条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定介護予訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりに訪問させるものであることについて説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防訪問看護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、 当該介護予防訪問看護計画は、予防基準第73条第2項の規定に基づき、2年間保存しなけれ ばならないこととしている。

- ③ (略)
- ④ 同条第10号から第13号は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の 実施状況の把握(モニタリング)、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報 告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期 的な提出を義務づけたものである。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防

また、併せて、事業者は介護予防訪問介護計画に定める計画期間が終了するまでに1回は モニタリングを行い、利用者の介護予防訪問介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行 うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場 合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防 訪問介護計画の変更を行うこととしたものである。

ΙĦ

⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問計画を提出することに協力するよう努めるものとする。

2 (略)

- 3 介護予防訪問看護
  - (1) (略)
  - (2) 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針
  - ① (略)
  - ② 同条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防訪問看護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、 当該介護予防訪問看護計画は、予防基準第73条第2項の規定に基づき、2年間保存しなけれ ばならないこととしている。

③ (略)

④ 同条第10号から第13号は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の 実施状況の把握(モニタリング)、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報 告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期 的な提出を義務づけたものである。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防

## 〇 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抄)(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

新

訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載する。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書(当該計画書を予防基準第76条第15号において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。

また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を提供している利用者については、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

- ⑤ (略)
- ⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問看護計画を提出することに協力するよう努めるものとする。
- (3) 主治医との関係
- ①•② (略)
- ③ 指定介護予防訪問看護事業所が主治医に提出する介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。ただし、電子的方法によって、個々の利用者の介護予防訪問看護に関する介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healhcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。

④ (略)

- 3 介護予防訪問リハビリテーション
  - (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 予防基準第85条にいう指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針について、特

訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載する。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書(当該計画書を予防基準第76条第15号において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

ĺΗ

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。

なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

- ⑤ (略)
- ⑥ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防訪問看護事業者については、第4の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防訪問看護計画」と読み替える。
- (3) 主治医との関係
- ① ② (略)

(新設)

<u>③</u> (略)

- 4 介護予防訪問リハビリテーション
  - (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 予防基準第85条にいう指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針について、特に